第１６号議案

府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 ７ 年 ２ 月１７日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

新たに建築制限等を行う区域を設けるため、所要の改正を行うものであります。

府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

（府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１条　府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１７年６月府中市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【　　】は注記である。）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第２条）
<table>
<tr><th>番号</th><th>区　域</th></tr>
<tr><td colspan="2">省　略</td></tr>
<tr><td>１７</td><td>令和　年　月府中市告示第　号に定める府中都市計画新町・栄町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「新町・栄町地区地区整備計画区域」という。）</td></tr>
</table>
別表第２（第３条～第１１条）
１～１６　省　略
１７　新町・栄町地区地区整備計画区域
<table>
<tr><td></td><td>ア</td><td>イ</td><td>ウ</td><td>エ</td><td>オ</td><td>カ</td><td>キ</td><td>ク</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第２条）
<table>
<tr><th>番号</th><th>区　域</th></tr>
<tr><td colspan="2">省　略</td></tr>
<tr><td colspan="2">【追　加】</td></tr>
</table>
別表第２（第３条～第１１条）
１～１６　省　略
【追　加】
</td></tr>
</table>

計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
沿道商業Ａ地区	次に掲げる建築物 ⑴　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑵　倉庫業を営む倉庫 ⑶　法別表第２（と）項第３号に規定する工場	―	―	１００平方メートル	１　府中都市計画新町・栄町地区地区計画計画図（以下「新町・栄町計画図」という。）３に表示する壁面線が定められている部分における、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下この表にお	２５メートル	―	生け垣又は透過性を有するフェンス（当該垣又は柵の基礎の部分のうち、高さが０．４メートル以下の部分及び門柱を除き、道路に面する部分に設ける場合に限る。）

【追　加】

		⑷　ガソリンスタンド ⑸　液化石油ガススタンド			いて「壁面」という。）は、当該壁面線を越えてはならない。 ２　前項に規定する部分以外の部分における壁面から隣地境界線までの距離は、０．５メートル以上としなければならない。 ３　前２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物について			【追　加】	

						は、適用しない。 ⑴　外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３メートル以下であるもの ⑵　物置その他これに類する用途（自動車車庫及び自転車駐車場を除く。）に供するものであって、			【追　加】	

						軒の高さが２．３メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であるもの ⑶　自動車車庫又は自転車駐車場で軒の高さが２．３メートル以下であるもの ４　幅員がそれぞれ６メート			【追　加】	

						ル未満の道路が交わる角敷地（交わることにより生じる内角が１２０度以上の場合を除く。以下この表において同じ。）における壁面は、敷地の隅を頂点とする長さ２メートルの底辺を有する二等辺三角形の当該底辺となる線を越えてはならない。			【追　加】	

沿道商業Ｂ地区	次に掲げる建築物 ⑴　神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑵　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑶　倉庫業を営む倉庫 ⑷　ガソリンスタンド ⑸　液化石油ガススタンド	―	―	１００平方メートル	１　新町・栄町計画図３に表示する壁面線が定められている部分における壁面は、当該壁面線を越えてはならない。 ２　前項に規定する部分以外の部分における壁面から隣地境界線までの距離は、０．５メートル以上としなければならない。 ３　前２項の規定	２０メートル	―	生け垣又は透過性を有するフェンス（当該垣又は柵の基礎の部分のうち、高さが０．４メートル以下の部分及び門柱を除き、道路に面する部分に設ける場合に限る。）

【追　加】

は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

⑴　外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３メートル以下であるもの

⑵　物置その他これに類する用途（自動車車庫及び自転車

【追　加】

						駐車場を除く。）に供するものであって、軒の高さが２．３メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であるもの ⑶　自動車車庫又は自転車駐車場で軒の高さが２．３メート			【追　加】	

					ル以下であるもの 4　幅員がそれぞれ６メートル未満の道路が交わる角敷地における壁面は、敷地の隅を頂点とする長さ２メートルの底辺を有する二等辺三角形の当該底辺となる線を越えてはならない。			
中高層住宅	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	―	―	１００平メートル	1　新町・栄町計画図３に表示する壁面線が定	２０メートル	―	生け垣又は透過性を有するフェンス（当該

【追　加】

	地区				められている部分における壁面は、当該壁面線を越えてはならない。 2　前項に規定する部分以外の部分における壁面から隣地境界線までの距離は、０．５メートル以上としなければならない。 3　前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物に		垣又は柵の基礎の部分のうち、高さが０．４メートル以下の部分及び門柱を除き、道路に面する部分に設ける場合に限る。）	【追　加】	

						ついては、適用しない。 ⑴　外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３メートル以下であるもの ⑵　物置その他これに類する用途（自動車車庫及び自転車駐車場を除く。）に供するもので				【追　加】

						あって、軒の高さが２．３メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であるもの ⑶　自動車車庫又は自転車駐車場で軒の高さが２．３メートル以下であるもの ４　幅員がそれぞれ			【追　加】	

					６メートル未満の道路が交わる角敷地における壁面は、敷地の隅を頂点とする長さ２メートルの底辺を有する二等辺三角形の当該底辺となる線を越えてはならない。			
低層住宅地区	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	―	―	１１０平方メートル	１　新町・栄町計画図３に表示する壁面線が定められている部分における壁面は、当該壁面	１０メートル	―	生け垣又は透過性を有するフェンス（当該垣又は柵の基礎の部分のうち、高さが０．４

【追　加】

						線を越えてはならない。 2　前項に規定する部分以外の部分における壁面から隣地境界線までの距離は、０．５メートル以上としなければならない。 3　前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 ⑴　外壁又はこ		メートル以下の部分及び門柱を除き、道路に面する部分に設ける場合に限る。）	【追　加】	

れに代わる柱の中心線の長さの合計が３メートル以下であるもの

⑵　物置その他これに類する用途（自動車車庫及び自転車駐車場を除く。）に供するものであって、軒の高さが２．３メート

【追　加】

						ル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であるもの ⑶　自動車車庫又は自転車駐車場で軒の高さが２．３メートル以下であるもの ４　幅員がそれぞれ６メートル未満の道路が交わる角敷地におけ			【追　加】	

						る壁面は、敷地の隅を頂点とする長さ２メートルの底辺を有する二等辺三角形の当該底辺となる線を越えてはならない。			
	大規模敷地Ａ地区	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	―	―	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積 ⑴　一戸建ての住宅、２戸で形成された長屋又は店舗併用住宅（建築基準法施行令第	１　新町・栄町計画図３に表示する壁面線が定められている部分における壁面は、当該壁面線を越えてはならない。 ２　前項に規定する	１０メートル	―	生け垣又は透過性を有するフェンス（当該垣又は柵の基礎の部分のうち、高さが０．４メートル以下の部分及び門柱を除き、道路

【追　加】

					１３０条の３第２号から第５号までに掲げる用途を兼ねた住宅をいう。以下この表において同じ。） １１０平方メートル ⑵　前号に掲げる建築物以外の建築物（集会所、専ら防災のために設ける備蓄倉庫及び公衆便所を除く。） 11,000平方メー	部分以外の部分における壁面から隣地境界線までの距離は、０．５メートル以上としなければならない。 ３　前２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 ⑴　外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合		に面する部分に設ける場合に限る。）	【追　加】	

					トル	計が３メートル以下であるもの ⑵　物置その他これに類する用途（自動車車庫及び自転車駐車場を除く。）に供するものであって、軒の高さが２．３メートル以下で、かつ、床面積の合計が			【追　加】	

						５平方メートル以内であるもの ⑶　自動車車庫又は自転車駐車場で軒の高さが２．３メートル以下であるもの ４　幅員がそれぞれ６メートル未満の道路が交わる角敷地における壁面は、敷地の隅を頂点とする長さ２メ			【追　加】

					ートルの底辺を有する二等辺三角形の当該底辺となる線を越えてはならない。			
大規模敷地B地区	次に掲げる建築物 ⑴　神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑵　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	―	―	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積 ⑴　一戸建ての住宅、2戸で形成された長屋又は店舗併用住宅　１１０平方メートル ⑵　前号に掲げる建築物以外の建築物（集会	1　新町・栄町計画図3に表示する壁面線が定められている部分における壁面は、当該壁面線を越えてはならない。 2　前項に規定する部分以外の部分における壁面から隣地境界線	２０メートル	―	生け垣又は透過性を有するフェンス（当該垣又は柵の基礎の部分のうち、高さが０．４メートル以下の部分及び門柱を除き、道路に面する部分に設ける場合に限る。）

【追　加】

		⑶　倉庫業を営む倉庫 ⑷　ガソリンスタンド ⑸　液化石油ガススタンド			所、専ら防災のために設ける備蓄倉庫及び公衆便所を除く。） 1,500平方メートル	までの距離は、０．５メートル以上としなければならない。 ３　前２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 ⑴　外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３メートル以下であるもの				【追　加】

						⑵　物置その他これに類する用途（自動車車庫及び自転車駐車場を除く。）に供するものであって、軒の高さが２．３メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であるもの			【追　加】

						⑶　自動車車庫又は自転車駐車場で軒の高さが２．３メートル以下であるもの ４　幅員がそれぞれ６メートル未満の道路が交わる角敷地における壁面は、敷地の隅を頂点とする長さ２メートルの底辺を有する二等辺三角形の当該底			【追　加】	

					辺となる線を越えてはならない。			

【追　加】

（府中市景観条例の一部改正）

第２条　府中市景観条例（平成１９年１２月府中市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【　　】は注記である。）

改正後

別表（第１３条の２）

適用区域

番号	区　　域
省　略	
１１	令和　年　月府中市告示第　号に定める府中都市計画新町・栄町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

改正前

別表（第１３条の２）

適用区域

番号	区　　域
省　略	
【追　加】	

（府中市地区計画の区域内における緑地の保全と緑化の推進に関する条例の一部改正）

第３条　府中市地区計画の区域内における緑地の保全と緑化の推進に関する条例（平成２２年３月府中市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【　　】は注記である。）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第３条）
適用区域
<table><tr><th>番号</th><th>区　　域</th></tr><tr><td colspan="2">省　略</td></tr><tr><td>7</td><td>令和　年　月府中市告示第　号に定める府中都市計画新町・栄町地区地区計画において地区整備計画が定められた区域のうち、建築物の緑化率の最低限度が定められた区域</td></tr></table></td><td>別表（第３条）
適用区域
<table><tr><th>番号</th><th>区　　域</th></tr><tr><td colspan="2">省　略</td></tr><tr><td colspan="2">【追　加】</td></tr></table></td></tr>
</table>

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の施行の際、第２条の規定による改正後の府中市景観条例（以下「新景観条例」という。）の規定の適用を受ける区域のうち、別表１１の項に規定する区域（以下「適用区域」という。）内に現に存する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）又は現に適用区域内において新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第１３条の２の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はそれらの部分に対しては、新景観条例第３章の２の規定は、適用しない。

（府中市地区計画の区域内における緑地の保全と緑化の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３　この条例の施行の際、第３条の規定による改正後の府中市地区計画の区域内における緑地の保全と緑化の推進に関する条例（以下「新緑地保全と緑化推進条例」という。）の規定の適用を受ける区域のうち、別表７の項に規定する区域内において敷地面積が１，５００平方メートル未満の建築物の新築又は増築を行う者については、新緑地保全と緑化推進条例の規定は、適用しない。

４　この条例の施行の際、新緑地保全と緑化推進条例の規定の適用を受ける区域のうち、別表７の項に規定する区域内に現に存する建築物の維持保全をする者又は既に建築物の新築又は増築に着手していた者については、新緑地保全と緑化推進条例の規定は、適用しない。

５　増築後の建築物の床面積の合計が、この条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の１．２倍を超えない建築物の増築を行う者については、新緑地保全と緑化推進条例の規定は、適用しない。